

議案第百十三号

港区立図書館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年十一月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立図書館条例の一部を改正する条例

港区立図書館条例（平成二十年港区条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表に次のように加える。

港区立台場図書館

東京都港区台場一丁目五番一号

第四条第一項中「は次」を「（港区立台場図書館については、第二号に掲げる日を除く。）は、次」に改める。

第五条第一項ただし書中「ただし、」の下に「港区立台場図書館以外の館の」を、「十二月二十八日」の下に「の開館時間」を加える。

付 則

この条例は、港区教育委員会規則で定める日から施行する。

(説明)

台場図書館を設置するため、本案を提出いたします。